

令和3年度 商店街テラス営業等事業 実施要領

1. 事業目的

国土交通省により新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急措置として、道路占用許可基準が緩和されたことを受け、「対象道路（歩道）の一部」や「地区計画によりセットバックされた民地（管理協定を締結している公開空地）」を活用したテラス営業やテイクアウト販売等を行う仮施設の設置を可能とする措置を講じることとし、「公共的空間（道路）の利活用」による「新型コロナウイルス感染症対策」を目的として実験的に実施するものである。

2. 事業実施主体

弘前市中心市街地活性化協議会（以下、「中活協」という。）

3. 定義

（1）テラス営業等

テラス営業等とは、店舗において以下のとおり実施されるものとする。

I) テラス営業

店舗外にイス・テーブル等を設置し、店内で注文した商品を店舗外で飲食できるようにすること。

II) テイクアウト販売

店舗外に仮施設を設置し、テイクアウト商品を陳列すること。

III) 屋外販売

店舗外に仮施設を設置し、店舗の商品を陳列すること。

IV) その他

I) ～III) に類するもの。

（2）対象区域

別紙に定める路線の沿道。

4. 実施内容

（1）手法

対象区域において、以下のいずれかもしくは両方によりテラス営業等を実施することを可能とする。ただし、実施後において実施箇所及び周辺の美化清掃活動を行うこととする。

I) 歩道パターン

対象区域の店舗が、該当路線の沿道の歩道を活用してテラス営業等を実施する。ただし、以下について遵守すること。

- ・実施箇所は歩行空間を2 m以上確保した店舗側1 m以内とすること。
- ・点字ブロックから30 cm以上離すこと。
- ・交差点から5 m以内には設置しないこと。
- ・横断歩道から5 m以内には設置しないこと。
- ・駐車場の出入口やバス停等、通行の支障となる場所それらに挟まれる前後区間、その他、通行の支障となる構造物がある場所やそれらに挟まれる前後区間には設置しないこと。

Ⅱ) 民地パターン

対象区域の店舗で、かつ弘前駅前・上土手町地区計画区域内の店舗が公開空地（民地）でテラス営業等を実施する。ただし、以下について遵守すること。

- ・点字ブロックから30cm以上離すこと。
- ・駐車場の出入口やバス停等、通行の支障となる場所それらに挟まれる前後区間、その他、通行の支障となる構造物がある場所やそれらに挟まれる前後区間には設置しないこと。

Ⅲ) イス・テーブルレンタル

上記の事業を実施するにあたり、イス及びテーブルを中活協が準備できる数に限りレンタルすることができる

(2) 設置できるもの

仮設施設として設置できるものは、以下のとおりとする。

- i) イス
- ii) テーブル
- iii) その他、テラス営業等に供する仮設施設

(3) テラス営業等の実施対象者

テラス営業等を実施できる店舗は、以下のとおりとする。

- i) 対象区域の沿道の店舗
- ii) 対象区域の近隣の店舗

(4) 実施期間及び設置時間

実施期間及び設置時間は、以下の間から各店舗が選択するものとする。ただし、降雪等により設置が困難と中活協が判断した場合は実施期間内においても当事業を終了し、設置を取りやめることとする)

- i) 実施期間：令和3年7月中旬から令和3年9月30日まで
- ii) 設置時間：期間内の午前8時～午後10時まで（実施店舗の営業時間内に限る）

5. 届出

テラス営業等の実施対象者がテラス営業等を実施する場合又は届出済の事項を変更しようとする場合は、様式1により中活協に紙面により届出を提出もしくは専用の申込フォームにより申請をしなければならない。

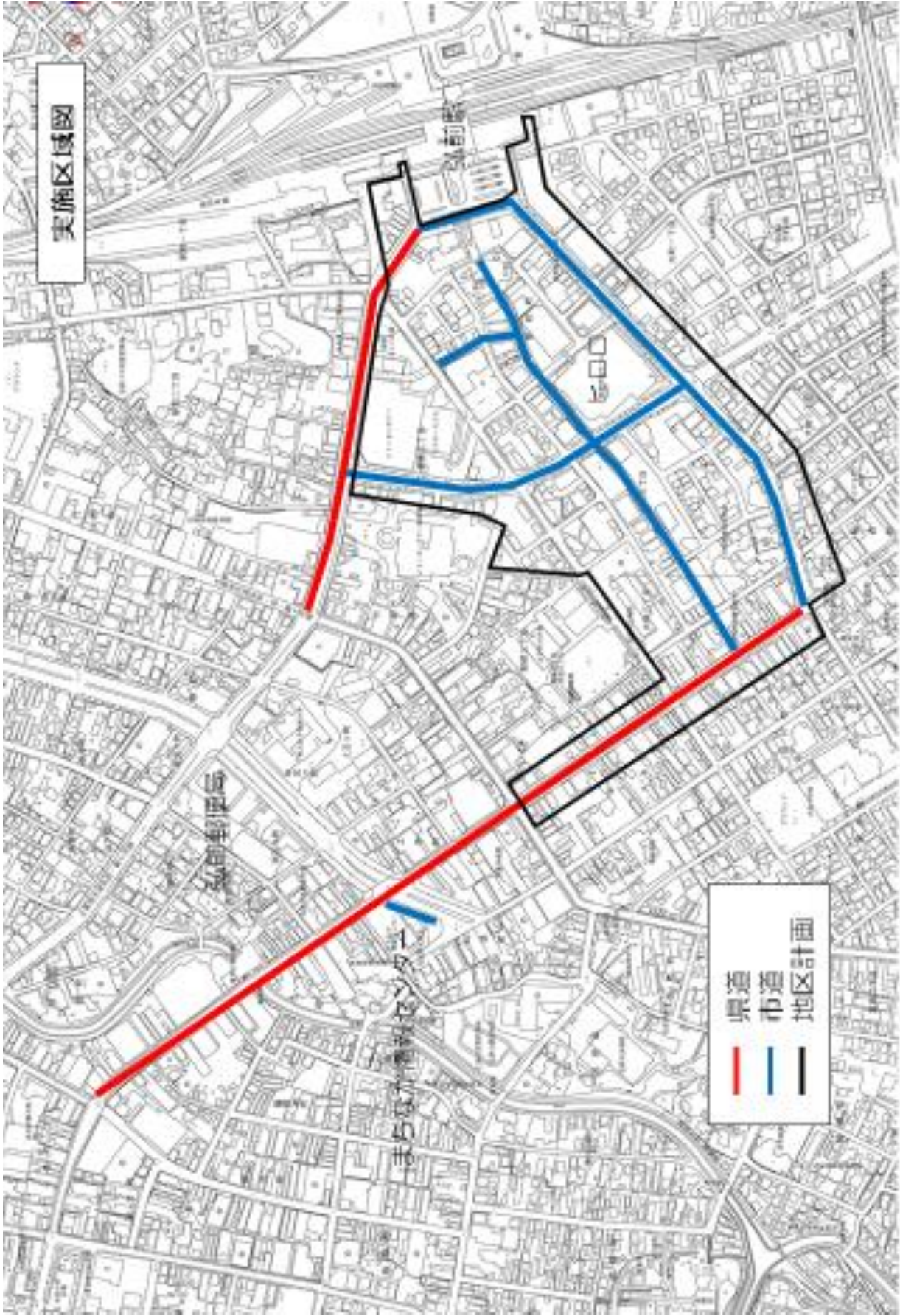


申込フォーム

6. 実施基準

テラス営業等の実施店舗、テラス営業等の利用者及び歩行者等の間でトラブルや事故等が発生した場合は、テラス営業等の実施店舗の責任において適切に処理し、中活協まで報告することとする。また、以下に該当する場合は、当事業を中止することとする。

- ・テラス営業等に起因した傷害事件や事故が発生した場合
- ・実施店舗側のトラブルなどにより事業の継続が不可能であると実施主体が判断した場合



商店街テラス営業等事業Q & A

Q テラス営業等をするために必要なことは？

A ご案内する期日までに歩道上テラス営業等届を、事前に弘前市中心市街地活性化協議会（事務局：商工会議所）に提出してください。届出提出後、営業可能となる日をご案内します。なお、届出がない場合は当事業に係る営業はできません。

Q 歩道パターンと民地パターンの違いは？

A 歩道パターンは、店舗前の歩道上に仮施設を設置できるよう、道路占用及び道路使用の許可を中活協が一括して申請し、これらを経た上で当該地を活用するものです。

民地パターンは、駅前・大町・上土手町の各商店街のみ（駅前・上土手町地区計画区域内）が対象となります。民地パターンは、本来であれば協定により自由に仮施設が設置できないよう制限をかけている「セットバックされた箇所の民地（公開空地）」についても、当事業により仮施設を設置できるようにするものです。

Q 届出の書き方がわからない。

A 記載例をご確認の上、わからない場合はご連絡ください。なお、営業イメージ記載欄は手書きでも構いません。また、専用のフォームでもお申込みいただけます。

Q どのような営業が可能なのか？

A 店舗前に席を設けるテラス営業や、テイクアウト品や店舗の商品を店先で販売することが可能です。ただし、露店等のその場で調理するような営業は不可です。

Q どのようなものを設置できるか？

A イス・テーブル等のテラス営業等に必要な、地面に土着固定しないものを設置できます。

Q いつまで可能？

A 国の通知に基づき、9月30日までとされていますが、状況に応じて変動する可能性があります。また、トラブル等があった場合には当事業自体を中止しますので、厳に留意してください。

Q イスやテーブルなどを設置してもいい場所は？

A 店の前のおよそ1m以内です。ただし、歩行空間を2m確保するとともに、点字ブロックから30cm以上離して設置してください。また、交差点や横断歩道から5m以内には設置しないでください。

Q イスやテーブルなどの設置数の制限は？

A 特段制限はございませんが、あくまで自店のお客様が利用する「テラス席」ですので、店内利用客とあわせて管理、対応可能な範囲で設置願います。

暴風等の天候急変時、歩行者や周囲に危険が及ばないように、場合によってはテラス席を一時的に移動（撤去）しなければならない事態や、それに伴いテラス席利用客が店内へ流れにくることによる密状態の発生も想定されることも踏まえて、設置数を検討ください。

Q だれが対象になる？

A 飲食店はもちろんですが、飲食店以外の店舗についても対象です。

Q 別の店舗前で営業可能？

A 事前に当事者同士で了承が得られていれば可能です。また、2階建て等複数店舗が入っている店舗前歩道も活用可能ですが、属する建物主や他店舗等関係者とよくご相談ください。

Q 対象になる道路沿道にある店舗以外は対象にならない？

A 常識的に近隣と言える（小路に入って2、3店舗隣など、テラス席等を適切に管理できる）距離にある店舗であれば、自己の所有・管理するイス、テーブル等によるものであれば可能とします。ただし、テラス営業等をするために借りる場所の店舗とよくご相談の上、トラブルにならないようご配慮ください。

Q 設置したものに起因する事故等についてはどうすればいいか？

A 自己責任により適切に対応し、速やかに事務局までお知らせください。

Q 他店舗のお客さんが自分の店の席に座るのが嫌な場合は？

A 任意（店舗の利用客以外）の方が座ることを避けたい場合は、その旨を表記してトラブルを避けてください。このような場合についても、自己責任により対応してください。

Q 使える場所でイベントをしてもいいか？

A 別の趣旨によるイベントは当事業の対象外です。

Q 商店街振興組合等に所属していないとできないか？

A 制限はありません。ただし、前述の通り、実施主体である弘前市中心市街地活性化協議会に対して必ず届出を行ってください。

Q 歩道上のテラス席を喫煙席にすることは可能？また、喫煙所とすることは可能？

A 歩行空間に近接しているため、ご遠慮ください。